

最高裁秘書第4544号

平成29年11月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

4月20日付け（同月24日受付、最高裁秘書第1918号）で申出のありました下記1の司法行政文書の開示について、下記2及び3のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1(1) 平成29年4月成立の裁判所法の一部を改正する法律に関する議員への説明

(2) 平成29年4月成立の裁判所法の一部を改正する法律に関する趣旨説明

(3) 平成29年4月成立の裁判所法の一部を改正する法律に関する想定問答

(4) 平成29年4月成立の裁判所法の一部を改正する法律に関する国会審議録

2 開示する司法行政文書の名称等

(1) 1の(1)及び(2)について

裁判所法の一部を改正する法律案関係資料（両面で5枚、片面で14枚）

(2) 1の(3)について

平成29年4月成立の裁判所法の一部を改正する法律に関する想定問答（片面で8枚）

(3) 1の(4)について

ア 第百九十三回国会衆議院法務委員会議録第四号（片面で28枚）

- イ 第百九十三回国会衆議院法務委員会議録第五号（片面で16枚）
- ウ 第百九十三回国会衆議院法務委員会議録第六号（片面で16枚）
- エ 第百九十三回国会衆議院法務委員会議録第七号（片面で24枚）
- オ 第百九十三回国会参議院法務委員会議録第六号（片面で16枚）
- カ 第百九十三回国会参議院法務委員会議録第七号（片面で28枚）

3 開示の実施方法等

(1) 実施の方法

2の各文書の閲覧及び謄写

(2) 閲覧の場所

最高裁判所事務総局秘書課

(3) 開示の実施期間

平成29年11月17日から同年12月1日まで（土、日、祝日を除く。）

の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

ただし、謄写する場合の謄写室利用時間は午後4時45分まで

※一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。